

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都留市は、国民年金に関する事務において使用する特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利及び利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他のリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利及び利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・国民年金に関する事務については、運用・保守の一部を外部事業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する事項を契約に含めることで万全を期している。
- ・内部による不正利用の防止のため、パスワードによりシステム操作者を限定し、また使用記録を保持する等の対策を講じている。

評価実施機関名

山梨県都留市長

公表日

令和5年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	「国民年金法施行令」、「年金生活者当給付金の支給に関する法律」に基づく事務であって、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定により、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①資格に関する事務 ②保険料の免除、納付猶予・学生納付特例等に関する事務 ③給付に関する事務
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 住民基本台帳システム 3. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 TEL:0554-43-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 市民部 市民課 保険年金担当 TEL:0554-43-1111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第31の項	番号法第9条第1項 別表第一 第31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事後	
平成30年6月1日	I 4.①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成30年6月1日	I 4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第48・50の項		事後	
平成30年6月1日	I 5.②所属長	課長 鈴木 達郎	市民課長 鬢櫛 美咲	事後	
令和1年6月1日	I 5.②所属長の役職名	市民課長 鬢櫛 美咲	市民課長	事後	
令和4年1月4日	I 1.③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内住民基本台帳システム 3. 団体内統合利用番号連携サーバ 4. 中間サーバ	1. 国民年金システム 2. 住民基本台帳システム 3. 団体内統合宛名システム	事後	
令和4年1月4日	I 2.特定個人情報ファイル名	(1)国民年金情報ファイル	国民年金情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	
令和4年1月4日	II 1.いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年12月3日 時点	事後	
令和4年1月4日	II 2.いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年12月3日 時点	事後	
令和4年1月4日	IV 8. 実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	事後	
令和5年5月10日	I 1.②事務の概要	国民年金法に基づき、被保険者の届出の受理・報告、裁定請求の受理・事実の審査・報告、保険料免除等の届出・申請の受理・事実の審査等の法定受託事務を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者等の資格に関する届出の受理・報告等 ②保険料の免除、納付猶予・学生納付特例等の届出・申請の受理・事実の審査・報告等 ③免除申請者等の日本年金機構への所得情報の提供等	「国民年金法施行令」、「年金生活者当給付金の支給に関する法律」に基づく事務であって、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定により、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①資格に関する事務 ②保険料の免除、納付猶予・学生納付特例等に関する事務 ③給付に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月10日	I 3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	番号法第9条第1項 別表第一 第31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事後	
令和5年5月10日	II 1. いつの時点の計数か	令和3年12月3日時点	令和5年5月1日時点	事後	
令和5年5月10日	II 2. いつの時点の計数か	令和3年12月3日時点	令和5年5月1日時点	事後	